

各 位

みどり会優待販売会事務局

販売会における適正表示のお願い

ご承知の通り、商品・サービスの販売については、景品表示法・不当競争防止法等で、消費者の適切な選択を妨げるような「不当表示」が禁止されています。

つきましては、官公庁のガイドブック等から規制のポイントを要約しました『販売会「適正表示」の手引き』、『化粧品・健康食品等「効能・効果表示」の手引き』をご参考のうえ、販売会での「適切な表示」に努めてください。

- ①誤認防止の観点から、みどり会が制作・発行する「パンフレット」等に二重価格(比較対照価格(〇円→〇円)・割引率(〇%OFF))を記載する際は、比較対照価格の適切性を示す資料を併せてご提出ください。
- ②産地・品種等の表記、農産物・農産加工食品および酒類への「有機」「オーガニック」表記の際は、それを証明する資料や「食品一括表示ラベル」などのご提出のご協力をお願いいたします。
- ③会場での販売POP等において、「みどり会価格」「みどり会特別価格」、「みどり会限定」、「会場限定」等の限定表現使用は事務局の確認が無い場合は、ご遠慮お願いいたします。

※詳しくは「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(消費者庁)等を参考にしてください。

＜本件問い合わせ先＞

みどり会優待販売会事務局

大阪 06-6212-3664

東京 03-5621-8352